

市民参加条例の見直しについて

白井市市民参加条例の見直しについては、令和 6 年度から令和 8 年度にかけ、市民活動推進会議にて 10 回にわたり審議を行い、次のとおり整理をしたものです。

1 条例見直しの趣旨

条例制定から 22 年経過し、社会情勢に即した市民参加の実施がなされるよう条例を見直すもの。

2 条例見直しにおいて整理した事項及び検討する事項

(1) 市民参加の実施機関の拡大について

●見直しの方向性

実施機関に選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会を位置付ける。

●理由及び議論内容

- ・具体的な計画や条例等が存在していないため、実施機関に位置付けをしていないが、今後発生する可能性がある。
- ・他市では実施機関として条例に位置付けられている。
- ・新しい機関を追加する際には、なぜ市民参加が必要なのかということについても検討できると良い。

●各組織に確認した状況

選挙管理委員会	現状では市民参加の対象となる事項は発生しない。
監査委員	現状では市民参加の対象となる事項は発生しない。 住民監査請求は地方自治法に規定されており、条例で規定する必要性はない。
農業委員会	個人の農地の活用について、対象にアンケートや意見交換を実施することはあるが、個人の財産に関するものであるため市民参加の対象となる事項は発生しない。
固定資産評価審査委員会	固定資産税に係る土地評価額に不服がある場合に開かれる委員会であり、市民参加の対象となる事項は発生しない。

(2) 市民参加の対象について

①憲章、宣言

●見直しの方向性

憲章及び宣言を市民参加の対象に加える。

●理由及び議論内容

- ・憲章や宣言は達成すべき「共通の基準」や「目標」を掲げるものであり、市民に義務を課す又は権利を制限するようなものではないが、議会案件となる事項については、広く市民の意見を取り入れる必要がある。

②制度

●見直しの方向性

制度については市民参加の対象としない。

●理由及び議論内容

- ・他市ではゴミの分別の見直しなど、市民に重大な影響を与えるものではないと考えられるものが多い。
- ・制度を市民参加の対象とすることで、対象事業が大幅に増加し、市民の負担が増加する恐れがある。

③公共の用に供される大規模な施設の解釈

●見直しの方向性

1億5千万円以上の工事を要する公の施設と明記する。

●理由及び議論内容

- ・議会の議決を要する案件については、通念上、市民参加を実施すべきである。
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例では、議会の議決に付さなければならない契約を予定価格1億5千万円以上の工事または製造の請負としている。
- ・他市では5億円又は10億円以上としているが、当市の公共施設の中には5億円以下で工事を行った施設もある。

●公共の用に供される施設について

地方自治法244条第1項で規定される公の施設。

(3) 意見及び結果の公表、事前周知の方法について

●見直しの方向性

情報公開コーナー、図書館、市ホームページ全てで必ず周知及び公開することとし、その他方法に広報や SNS などを含め柔軟に対応できるようにする。

●理由及び議論内容

- ・情報公開コーナー及び図書館は、紙面で情報を得られる場として高齢者等に周知するには必要な場である。
- ・各センターや公民館への設置は、各センターに設置されたパソコンで市のホームページを確認できるため、必ず行う場とはしなくても良いのではないかな。
- ・情報公開コーナー、図書館、市ホームページの3か所で公表することは最低限必要である。
- ・市広報については、発行回数が減少しているため、必ず掲載することは難しくなっている現状がある。
- ・SNS 配信などの新たな手法にも柔軟に対応できるよう、その他の方法として工夫していくことが必要。

検討を依頼したい事項

周知及び公表の時期について

〔事務局案〕

- ・周知及び公表の時期については、方法や委託の有無により周知公表可能となる時期が異なることから、明記しない。

(4) 新たな市民参加の方法の検討

①市民会議

●見直しの方向性

市民参加の方法として条例には規定しない。

●理由及び議論内容

- ・市民会議は市民が主体的に集まる手法であり、条例に規定されている市民参加の方法によらない市民の意見となるため、条例にはそぐわないのではないかな。

②公聴会

●見直しの方向性

市民参加の方法として条例には明記しない。

●理由及び議論内容

- ・その他の方法として、利害関係者や学識経験者から意見や知識を聴取することは可能である。

③直接請求以外の署名

●見直しの方向性

市民参加の方法として条例には規定しない。

●理由及び議論内容

- ・地方自治法で規定されている直接請求の対象とならない署名等による意見については、条例に規定されている市民参加の方法によらない市民の意見となるため、条例にはそぐわないのではないかと。
- ・市民の提案を受ける窓口を正式に設けるという意思表示は大事だが、他市のように5名程度の署名の提出すべてに対応することは事務として困難であると感じる。

④市民政策提案手続

●見直しの方向性

市民参加の方法として条例には規定しない。

●理由及び議論内容

- ・条例に規定されている市民参加の方法によらない市民の意見となるため、条例にはそぐわないのではないかと。
- ・他市では具体的に実現不可能な提案が上がり却下するなどの事例が生じている他、10年以上提案がなく形骸化している状況がある。
- ・事業提案数が年々減少する、提案する人が限られてくるなどの傾向があると聞いており、継続性が危ぶまれるものは慎重に検討すべきである。

(5) 既存の市民参加の方法の変更

①審議会等

ア 審議会等の市民公募委員の募集方法

●見直しの方向性

市民公募委員の選考に当たっては、無作為抽出公募委員候補者登録制度により登録された市民及び公募による市民を含めるものとする。

●理由及び議論内容

- ・登録制度は、若い世代や女性など多様な市民の市政への参加を促すことを目的にすでに市で実施する多くの事業で活用されているため、条例に位置付けて良い。

イ オンライン会議

●見直しの方向性

条例に規定しない

●理由及び議論内容

- ・現状、多くの審議会で運用されており、条例に規定が無くとも運用できている。
- ・来場できない人はオンラインで参加できるという現在の状態が良い。
- ・他市においても条例に規定されていない。
- ・オンライン会議については、会議開催の方法となるため、市民参加条例ではなく総務課での審議が必要となる。

ウ オンライン傍聴

●見直しの方向性

条例に規定しない

●理由及び議論内容

- ・委員への誹謗中傷、炎上等のリスクがあるため、公募委員になること自体のハードルが高くなることが懸念される。
- ・導入する場合、要綱による規定で試行的に運用を開始するなど、段階を踏んだ実施が望ましい。
- ・幅広く審議会で適用できる形にする方が良く、課題も多いと思われるため、要綱や指針など柔軟に運用できる形で行うことが良い。
- ・他市においても条例に規定されていない。
- ・他市で実施しているため、負担が大きくないのであれば実施を検討しても良いのではないかと。
- ・会議の公開に関しては、白井市附属機関の会議の公開に関する指針で規定されているため、市民参加条例で規定するものではないと考えられる。

②パブリック・コメント

ア パブリック・コメントの提出期間

●見直しの方向性

提出期間を「２週間以上」から「３０日以上」に変更する。

●理由及び議論内容

- ・行政手続法第３９条「意見公募手続」により、３０日以上と規定されているため、準じることが望ましい。

(6) 市民参加推進会議の再任規定

●見直しの方向性

「識見を有する者」は再任制限を設けないこととする。

●理由及び議論内容

- ・市民については、多くの人の市政への参加を促すため再任を1回限りとしているが、識見を有する者については、この意図は該当しない。